令和９年度
豊島区会計年度任用職員（学童指導員）募集案内

令和８年 10 月 30 日
豊　　島　　区

１．任用予定数及び職務内容

区分	職名	任用予定数	職務内容
会計年度任用職員	学童指導員	５名程度	学童クラブを含む児童の遊びの見守りや指導、行事の企画運営、保護者・学校・地域との連絡調整、お知らせ・ホームページの作成等を含む事務、施設の安全・衛生管理に関すること

２．勤務条件

任用予定日	令和９年４月１日
任用期間	令和９年４月１日から令和10年３月３１日まで ※ 勤務成績が良好な場合、公募によらず、再度の任用を行うことがあります。
条件付採用期間	原則１か月 ※ 任用の都度、条件付採用期間があります。
週休日	原則として日曜、祝日
勤務日数 及び 勤務時間	月20日 勤務時間は、以下の２つから選択してください。ただし、希望通りとならない場合があります。 (1)１日あたり6時間30分、1か月あたり130時間（休憩時間は除く） (2)１日あたり7時間30分、1か月あたり150時間（休憩時間は除く） ※ 勤務時間帯は、8時から19時15分までのうち指定する時間。
勤務場所	区内22か所の子どもスキップのうち、いずれか1か所
時間外労働	原則なし　※ただし、区民対応等緊急時に可能性あり
報酬額	(1)１日あたり6時間30分の場合、月額253,000円程度（地域手当含む） (2)１日あたり７時間30分の場合、月額292,000円程度（地域手当含む） ※条例等の定めるところにより金額が変更される場合があります。
諸手当報酬等 （地域手当相当を除く。）	通勤手当相当及び期末・勤勉手当は、要件に該当した場合に支給されます。
休暇制度等	年次有給休暇、夏季休暇、公民権行使等休暇、育児時間、災害休暇、病気休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、生理休暇、介護休暇等 ※一部、勤務要件を満たす必要があります。
社会保険制度	各法令で設けられている加入要件を満たすと、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の適用があります。 ※各保険により、要件は異なりますのでご注意ください。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・給与等支給日：原則毎月15日 ・支払方法：口座振込（本人名義のものに限る） ・災害時、その他緊急時対応が必要な場合、職務内容以外の業務を行うことがあります。
募集事業者名	豊島区

３．応募資格

採用日現在、次のいずれかに該当する方（**応募時に資格証明書の写しを添付のこと**）

⑴　保育士の資格を有する者
⑵　社会福祉士の資格を有する者
⑶　学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第 9 号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
⑷　教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条に規定する免許状を有する者
⑸　学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑹　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
⑺　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑻　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑼　高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの
⑽　5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの

※　応募資格（3)、(9)、(10）に該当する者については、勤務年数・勤務時間がわかる証明書等を申し込み手続き時に添付のこと。(豊島区役所在職の職員については不要の場合もあるため、申し込み先へ事前にお問い合わせください。)

※ 上記⑴、⑷に該当する方は「スクール・スキップサポーター」を併願することができます。併願を希望する場合は申込書の「職名」欄の職名を二つとも丸で囲んでください。また、スクール・スキップサポーターの課題論文も提出してください。

また、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

―地方公務員法第16条（欠格条項）―

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
１　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

４．応募方法

本職への申込みを希望する場合は、**豊島区会計年度任用職員採用選考申込書、自己申告書**を印刷及び必要事項を記入のうえ、下記による**課題論文、資格証明書の写しを添えて**、下記申し込み先へ持参または郵送をお願いいたします。受付後、面接の日時をご連絡いたします。

※持参の場合、受付は土・日曜、祝日を除く午前９時から午後５時まで。

※郵送の場合は、封筒表面に**「会計年度任用職員採用選考申込在中」と朱書き**し、簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については対応いたしかねます。

【募集期間】
令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月２７日（金）まで**【応募書類必着】**

【留意事項】
- ○ 採用選考面接は、募集期間締切後に日時をご連絡いたします。
- ○ 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書、課題論文、資格証明書の写しは返却しません。
- ○ 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書を記入する際は、「作成上の注意点」をよく読んでください。
- ○ 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書記載の個人情報については、試験及び手続きに必要な範囲内で利用します。

＜申し込み先（応募書類提出先）＞
〒171-8422　豊島区南池袋2-45-1
豊島区教育部放課後対策課管理グループ（豊島区役所本庁舎7階）

＜豊島区会計年度任用職員採用選考申込書＞
申込書は、教育部放課後対策課で配布しています。
また、区ホームページからもダウンロードできます。
（URL：https://www.city.toshima.lg.jp/477/2610191559.html）

５．選考方法等

課題論文	詳細は次ページに記載。
面接試験	以下のいずれかに実施予定。 令和８年12月７日（月）、８日（火）午前、10日（木）午後、 11日（金）午後、14日（月）午前、15日（火）午後 ※参加ができない日があれば、自己申告書に記載してください。
場所	豊島区役所内　※案内図参照
合否連絡	すべての面接試験日程が終了後、おおむね10日以内に合否にかかわらず受験者全員に通知でご連絡いたします。なお、電話等による問い合わせには対応いたしかねます。

【課題作文】

あなたが過去にチームで取り組んだ経験とその経験を生かして学童指導員としてどのように組織に貢献していくか800文字程度で述べなさい。

（作成上の注意事項）
1、**Ａ４横書き**の原稿用紙（20×20）を使用する。
2、1 行目の行頭に氏名と受験する職種（学童指導員）を記入する。
3、本文は 2 行目から書き始める。
4、手書きの場合、青又は黒色のペンもしくはボールペンを使用する。
鉛筆書き、修正インクの使用は不可。
5、パソコンを使用する場合の書式は、上記１の原稿用紙（20×20）の設定で作成し、**片面印刷**する。

６．注意事項

豊島区は、子どもスキップ学童クラブ事業について、令和８年12月25日施行の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための設置に関する法律（令和6年法律第69号。以下、「こども性暴力防止法」という。）」に基づく認定申請を行う予定です。

豊島区が認定を受けた場合、本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科が確認された場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、本職種に従事させない等の措置を講ずる必要があるため、申込みの際に特定性犯罪の前科の有無を申告いただきます。さらに、特定性犯罪の前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪の前科が確認された場合は、「重要な経歴の詐称」として合格を通知した後であってもこれを取り消します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下参照条文をご確認ください。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）
（定義）
第二条（略）
７ この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三 児童福祉法第六十条第一項の罪
四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８ この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの
附 則
（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）
第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。
一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
２ 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。
（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第440号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

7．求職者等へのセクシュアルハラスメント防止について

豊島区では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき、公正な職員採用活動の実施とセクシュアルハラスメントの防止に努めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設けています。詳細は区ホームページ（https://www.city.toshima.lg.jp/598/kuse/jinji/harassment/sekuhara.html）をご覧ください。

8．問い合わせ先

豊島区教育部放課後対策課管理グループ
TEL　03-4566-2786（平日９：00～17：00）
Email：A0029610@city.toshima.lg.jp

【豊島区役所本庁舎・案内図】



A 「東池袋1丁目」バス停・都バス「都 02 乙系統」・「草 63-2 系統」
B 「豊島区役所」バス停・国際興業バス「池 07 系統」
C 「東池袋駅」・東京メトロ有楽町線（駅～庁舎間地下通路）
D 「東池袋四丁目」・都電荒川線
E 「都電雑司ヶ谷」・都電荒川線

（選考試験場所）豊島区役所内（豊島区南池袋 2-45-1）